

平成30年度事業計画

社会経済情勢は、少子高齢化社会への対応、アベノミクスによるデフレ経済からの脱却、TPP交渉の発効の行方など国内外に多くの国民的課題を抱えています。この社会経済情勢を踏まえ、労働行政では、「長時間労働の抑制等働き方の見直し」・「仕事と生活の調和の実現」などの政策課題に対応した「働き方改革」に向けた取組みの推進が図られています。

愛媛県内の経済は、一部に弱い動きがみられるものの、緩やかな持ち直しの動きが続いており、雇用失業情勢は、有効求人倍率、正社員求人倍率とも過去最高水準となり、一部の業種や職種によっては人手不足感が出ています。

このような経済雇用情勢の中、当協会は、昭和25年に誕生して70年近く経ちますが、平成26年4月に公益社団法人となり、現在、愛媛県下の約2,100の事業場が会員加入し、年間に実施する講習は約40種類、講習回数は約200回、受講者数は約1万人に上ります。

昨年は、「愛媛産業安全衛生大会などを開催し、労働災害防止、健康保持増進、働き方改革実行計画などの行政機関の施策の周知啓発」「労働安全衛生法に基づく各種の技能講習や特別教育などの講習の実施」「事業場を支援するため、研究会や優良事業場見学会の開催、相談助言」などを行い、格別、労働災害の防止に力を入れてきました。

しかしながら、愛媛県下の休業4日以上労働災害は、昨年、一昨年と2年連続で増加し、国の定める第12次労働災害防止計画について、死亡災害とともに目標達成ができず、当協会及び会員事業場においては「労働災害は本来あってはならないもの」との決意のもと、新年度の第13次労働災害防止計画を踏まえながら、対策の改善や取組強化が求められています。

当協会においては、民間を含めたすべての事業活動の本来の目的である「お客様のニーズを把握して、より良いサービスを提供し、公益に資すること」を第一義と考え、労働災害防止等の広報と会員活動の活性化、アンケートの実施、施設・設備・機器の改善、講師・職員の人材確保・資質向上を行い、講習の質を上げ、受講者の理解度や満足度を高めて、受講者から一人も被災者や加害者を出さないようにするとともに、受講者数の保持、増加を図ることが喫緊の課題となっています。

以下の「定款第4条に掲げる公益目的事業」に基づき、平成30年度は以下の「具体的実施事業」を行います。

【定款第4条に掲げる公益目的事業】

- 1 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法その他関係法令及び労働基準行政施策等にかかる機関紙広報、キャンペーン・説明会等の実施による普及啓発の事業
- 2 職場における産業安全、労働衛生、労務管理にかかる法令遵守・水準向上のための研修会・セミナーの開催及び相談助言等による活動の促進・育成の事業
- 3 労働安全衛生法及び関係法令、指針、通達等に定める職場における資格就労・就業

制限制度にかかる技能講習及び安全衛生教育並びに教育訓練による資格付与・人材育成の事業

4 関係官庁及び関係団体との連携に基づいて行う職場における産業安全・労働衛生の意識高揚のための産業安全衛生大会の参画・開催及び表彰・顕彰の事業

5 この法人の目的に沿った内容の国及び関係団体からの受託事業

6 この法人の目的に沿った内容の施設・設備・機器の貸与の事業

これら6つの公益目的事業活動を、行政・関係団体との連携・協力の下、着実に展開する。

I 【具体的実施事業】

1 労働基準行政施策等の周知啓発事業

機関広報紙「愛媛労働基準」及びホームページによる関係法令及び愛媛労働局の行政施策等の情報を提供する。

厚生労働省・中央労働災害防止協会の主唱する全国労働安全週間（第91回）、全国労働衛生週間（第69回）等の労働災害防止キャンペーンを実施する。

行政の集団指導啓発の場である集団説明会を開催する。

2 法令水準保持向上促進事業

専門部会による企画検討により、労務管理・労災防止のセミナー・研修会や優良工場見学会を開催する。

特定自主検査、定期健康診断等の実施など、法令遵守事項の勧奨に取り組む。

労働安全衛生、労務管理等にかかる相談助言活動を行う。

3 労働安全衛生教育講習事業

(1) 「法定登録教習機関」として、国の付託を受けて、作業主任者技能講習等を行政機関指導のもとに、適法適正に計画実施する。

(2) 安全衛生教育団体として、個々事業者にとり法定履行義務のある新入者雇入れ時安全衛生教育、特別教育、職長教育等を、多数の事業者の付託を受けて、自ら実施困難な中小規模の事業者及び事業場外資源の活用（アウトソーシング）を図る大規模事業者等に代わって行う「法定教育講習（事業者代位講習）」を適法適正に計画実施する。

(3) 安全衛生教育団体として、事業者にとり安全配慮義務履行に係る安全衛生教育の実施に関して、最たる実践手法である危険予知訓練、行政要望の下に開講の始まった衛生管理者資格取得支援のための講習等の「自主的な講習」を計画実施する。

4 産業安全衛生大会の開催等

行政・関係団体で構成する愛媛労働災害防止団体協議会に参画し、愛媛産業安全衛生大会（第80回）を開催するとともに、横浜市で開催される全国産業安全衛生大会への出席を勧奨する。

5 各種受託事業の適正実施

中央労働災害防止協会から、企業への情報提供等の「地域安全衛生活動広報事業」、中小規模事業場の安全衛生相談を支援するための「中小規模事業場安全衛生相談事業」

(新規)を業務受託し実施する。

全国労働基準関係団体連合会が受託した労務管理の適正化を図る「介護事業場就労環境整備事業」等の業務を支部として実施する。

6 施設・設備・機器等の貸与の事業

行政機関・関係団体等の要請に応じ、協会保有の施設機器等の利用貸与による支援活動を行う。

本部事務所機器の利用貸与を行う。

7 図書用品等斡旋販売事業

中央労働災害防止協会等が、日常労働災害防止用品の安定的低価格供給を望む全国の事業場に対して取り組む知識図書類や用品類の斡旋販売を取り扱う。

II【具体的活動事項】

○公益目的事業

1 労働基準行政施策等の周知啓発活動

(1) 関係法令等の周知啓発

機関紙「愛媛労働基準」の発行による行政施策の動向・法令改正等の周知

発行日 毎月10日 発行部数 2800部

配付先：会員、個別購読者、行政機関の窓口、会議・管理者講習参加者、事務所の窓口等

(2) 労働災害防止キャンペーンの実施

方策： 機関紙「愛媛労働基準」、ホームページによる周知

： キャンペーンツールは、特定法人中央労働災害防止協会の作成する啓発ポスター等を用いる。

： 各キャンペーンに賛同する事業場の啓発ポスター等の購入貼付によるキャンペーン周知を展開する。購入貼付事業場に対し、1枚は、職場外に見える啓発ポスター貼付を依頼し、「事業場の啓発意識の見える化」を推奨する。

① 全国労働安全週間（第91回：行政施策）キャンペーン

本週間7月1日～7日 準備月間6月1日～30日

② 全国労働衛生週間（第69回：行政施策）キャンペーン

本週間10月1日～7日 準備月間9月1日～30日

③ 年末年始無災害運動（第50回：中央労働災害防止協会の施策）

本運動期間12月15日～翌年1月15日 準備11月10日～

④ 安全衛生教育推進運動（第6回：中央労働災害防止協会の施策）

本運動期間12月1日～翌年4月30日

(3) 集団説明会の開催

協会6支部で、年2回（6月、9月）、所轄労働基準監督署と連携のもとに開催する。（松山、新居浜、今治、八幡浜、宇和島、四国中央の6支部）

2 法令水準保持向上促進活動の推進

(1) 専門部会活動等の推進

本部・支部において、必要に応じ、専門部会を開催し、労務管理・災害防止等の対策を検討企画し、研究会・学習会等を開催する。

研修、セミナー等を開設、又は優良事業場の見学会等を計画実施する。

中央労働災害防止協会 中国四国安全衛生サービスセンターと連携し、次の研修を実施する。

化学物質のリスクアセスメント研修 平成30年5月24日(木)

職場リーダー向けリスクアセスメント研修 平成30年7月18日(水)

KYTトレーナー研修 平成30年11月1日(木)～2日(金)

事業場内メンタルヘルス推進担当者養成研修平成31年2月7日(木)～8日(金)

愛媛RSTトレーナー会の活動を支援し、RSTトレーナーの資質の保持向上を図る。各支部では、次の業種別労災防止研究会等を計画実施する。

食料品製造業種労災防止研究会の開催(松山支部)

松山地区化学工業労働災害防止協議会の開催(松山支部)

優良工場見学及び安全衛生管理の事例学習(新居浜支部・今治支部・八幡浜支部・四国中央支部)

四国中央地域災害防止協議会の開催(四国中央支部)

(2) 法令遵守・水準向上の促進

法令遵守の勸奨

特定自主検査(動力プレス)、定期健康診断等の実施勸奨を行う。

四国中央支部は、地場健診機関と連携し、地域ニーズに対応した受診勸奨を図るとともに集団検診の場を提供する等の支援を行う。

(3) 相談助言の実施(新規)

中小規模事業場へ安全衛生相談を無料で行う「中小規模事業場安全衛生相談事業」を中央労働災害防止協会から受託し、愛媛産業安全衛生大会、各支部の安全週間説明会、労働衛生週間説明会の会場で安全衛生コンサルタント等による相談を実施し、本部・支部においては日常の安全衛生相談業務体制を強化する。

ただし、複雑困難事案は、行政機関等適切な相談先を紹介する。

3 労働安全衛生教育講習事業

登録教習機関として「登録講習」を、登録養成講習機関として「安全衛生推進者等養成講習」を、安全衛生教育団体として「事業者代位講習・自主講習」を、行政機関の指導や地域ニーズに応じた種目・時期・場所等を適法適正に計画し、実施する。

(1) 登録講習

①技能講習(本部担当)

【作業主任者】

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習、有機溶剤作業主任者技能講習、特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習、石綿作業主任者技能講習、

プレス機械作業主任者技能講習、乾燥設備作業主任者技能講習（6種類）

【就業制限】

ガス溶接技能講習、高所作業車運転技能講習、玉掛け技能講習（3種類）

②養成講習（支部担当）

安全衛生推進者養成講習、衛生推進者養成講習

これらの講習は、実施計画及び実施報告を作成し、監督管庁（愛媛労働局労働基準部健康安全課）に届け出る。

12月に愛媛労働局が開催する登録教習機関等連絡会議に参加する。

(2) 事業者代位講習

変更事項

本部において、衛生管理者能力向上教育を2回に増やして、第1種(新居浜)、第2種(松山)に分けて実施する。

支部において、新たに、動力プレス・シャー業務特別教育、安全带使用従事者特別教育(仮称)を新たに実施する。

安全管理者選任時研修、職長教育（安全衛生責任者教育を含むコースあり）、衛生管理者能力向上教育第1種、第2種（本部担当） 4種類

アーク溶接等業務特別教育、研削といし取替え等業務特別教育、低圧電気取扱業務特別教育、高所作業車運転業務特別教育、5t未満クレーン運転業務特別教育、動力プレス・シャー業務特別教育、足場の組立て等業務特別教育、酸素欠乏危険場所における作業にかかる特別教育、特定粉じん作業特別教育、巻上げ機の運転の業務にかかる特別教育、ロープ高所作業特別教育、5t未満揚貨装置運転業務特別教育、産業用ロボットの教示・検査等の業務にかかる特別教育、有機溶剤業務従事者安全衛生教育、携帯用丸のこ盤作業従事者安全教育、（支部担当）15種類

(3) 自主的な講習

変更事項

本部において、メンタルヘルス担当者実務研修を新たに実施する。

衛生管理者資格取得支援講習（第1種・第2種）

メンタルヘルス担当者実務研修（本部担当）

危険予知訓練（KYT）、挟まれ巻き込まれ体験研修

携帯丸のこ盤作業従事者（支部担当）

(4) 免許試験の招致

指定試験機関（公益財団法人）安全衛生技術試験協会中国四国安全衛生技術センターの行う免許試験の出張実施を招致し、実施協力を行う。

愛媛地区出張特別試験：平成30年9月1日（土）～2日（日）場所：松山大学

試験申請書申込受付：平成30年7月11日（水）～13日（金）各支部事務所

郵送受付：平成30年6月29日（金）～7月12日（木） 協会本部事務所

4 産業安全衛生大会の参画・開催等

- ① 愛媛産業安全衛生大会（当協会では、昭和27年の地区協会開催から第80回となる。）の開催

平成30年10月3日（水）13：30～

会場 松山市総合コミュニティセンター キャメラホール

参加期待数：700人

表彰制度の運営：労働安全衛生管理活動に係る努力を行っている事業場又は個人に対して、表彰を行う。

表彰数（当協会）：3（新居浜・八幡浜・宇和島）

主催：愛媛労働災害防止団体協議会

事務局：当協会（各支部は、大会事務方として円滑運営に努める。）

- ② 全国産業安全衛生大会（中央労働災害防止協会・厚生労働省主催）への参加
平成30年10月17日から10月19日までの3日間、横浜市で開催される全国産業安全衛生大会への参加及び参加勸奨を行う。

参加期待数：70名（中央労働災害防止協会）

伝達研修：各支部専門部会等において、参加者が伝達研修を行う。

5 各種受託事業の適正実施

中央労働災害防止協会から、企業への情報提供等の「地域安全衛生活動広報事業」、中小規模事業場の安全衛生相談を支援するための「中小規模事業場安全衛生相談事業」（新規）を業務受託し実施する。

全国労働基準関係団体連合会から労務管理の適正化を図る「介護事業場就労環境整備事業」等を業務受託し実施する。

6 施設・設備・機器等の貸与の事業

本部事務所の貸与

日本労働安全衛生コンサルタント会愛媛支部の活動の支援を行うため、本部事務所内で郵便物、電話連絡取次等の便宜供与を行っている。

○収益事業等

1 図書用品等斡旋販売事業

中央労働災害防止協会が作製する安全旗、衛生旗、安全衛生旗、安全管理者や安全パトロールなどの腕章、安全表示板、職務表示ボードなどの日常的な安全衛生用品や安全衛生小冊子を各支部においてカタログ斡旋販売する。

- 2（公社）全国労働基準関係団体連合会の行う災害共済等事業への参加を継続する。

○協会組織及び業務処理体制の整備

1 会員の保持拡充

協会の存在基盤を保持するため、公益社団法人の存在目的の理解を求め、製造業種以外の会員確保に努める。

昨年度の「転倒災害防止担当者研修会」、本年度計画の「熱中症予防講習会」の有益な内容の無料講習を開催するなど、会員サービスを向上し、協会活動を周知する。

2 本部・6支部体制の維持

地域間における産業活動の異なりを踏まえ、各支部は、相互に理解するとともに協力体制の確立に努め、6支部体制を保持する。

また、協会全体の円滑な運営のため、各支部とも収支の改善に努力する。

3 教習施設兼事務所の建設、補修、建替

公益法人認定の際の4年前に愛媛県に提出した教習施設兼事務所の建設計画にもとづき、中予地区建設を検討し、施設の改善で講習の質や会員サービスを向上させ、愛媛県下の公労使の連携・交流の場を作る。

また、協会が保有する教習施設は、現在、四国中央支部教習施設であるが、地域ニーズに基づき、順次、計画的に教習施設の獲得を図るとともに、今後の教習施設の補修、建替を考えて当該積立金を増加させる。

教習施設は、公益目的にそって有効活用するとともに経費の削減を進める。

4 受講料の値上げの検討

講師の謝金は、中四国の他県に比べて低く、職員給与のベースアップも平成22年から実施していないなど、処遇改善を求める要望が講師や職員から出ている。

また、講習システムの導入(減価償却費、委託費)、社用車や印刷機等の備品リースなどで新たな経費が増加している。

現在の収支の改善努力では対応できず、平成5年2月から据え置いている登録講習の受講料を処遇改善等に必要な限度において平成31年4月から値上げすることについて検討する。

5 職員の職務執行及び職員研修の実施

公益社団法人としての協会の在り方を踏まえ、職員の資質向上を図る必要から、職員の教育研修を計画的に実施する。

職員講師手当を新設し、職員の新たな講師資格取得を促し、スキルアップと外部講師経費の削減を図る。

6 業務執行体制の整備

事務局長のほかに、昨年度、本部内に部課長制、支部に係長制を設け、Eメールアドレスを新規統一設置したことから、管理の明確化・適正化、円滑な伝達、業務の効率化を図る。

講習システムの導入を図ったことから、その事務の効率化を図り、地域ニーズに応じた事業活動の充実を図る。